



市財政の健全性を確保

京丹後市には、保育所や学校、ごみ処理施設など多くの施設があります。これらの施設管理の経費は、施設の利用者が負担する使用料や市民の皆さんが納める税金などで賄^{もた}っています。しかし、施設の新築や大規模改修を行う場合は一度にたくさんのお金が必要となりますので、住宅ローンのように金融機関などから資金を借りることができません。（「地方債」制度）。

ただし、自由に借金（市債）をすることはできず、議会の予算議決と府知事の同意が必要になるほか、法律（通称「財政健全化法」）に定められた財政の健全性に関する基準を超えると新たな借

14

図 財政課 (☎ 69-0160)

有利な借金（市債）を活用した行財政運営

金が制限される仕組み（チェック機能）が整えられています。なお、平成23年度における全ての会計を対象とした本市の財政健全性に関する状況は、適正とされる基準内となっております。

活用期限が5年間延長

借金には、その返済金の一部が地方交付税で補てんされるものがあり、本市ではこれらの借金をできるだけ活用しながら必要な施設の整備などを進めています。

その中でも「合併特例債」と「過疎対策債」は、借金返済額（利子含む）の7割が地方交付税で補てんされるため、財政運営上、有利な借金といわれています。合併特例債は合併した市町村が、また過疎対策債は人口減少率が大きい市町村が活用できる特別な借金です。今年度の法律改正により、活用期限がそれぞれ5年間延長され、過疎対策債についてはソフト事業にも活用できるようになりました。

市では、この合併特例債などを活用し、これまでにブロードバンドネットワークや

防災行政無線の整備、道路改良など多くの事業を実施してきました（表）。

未来発展に向けた活用

市では、今後も学校、保育所の耐震化や再配置、新火葬場などの多くの建設事業を予定しています。また、地域振興や福祉、産業、教育などさまざまな分野の施策にも積極

的に取り組んでいかなければなりません。

市では、厳しい財政状況の中、財政の健全性に引き続き留意しながら国や府の補助制度や合併特例債などを最大限に活用し、真に必要な事業の計画的な実施により市内全域の未来への発展を目指した基盤整備を行うこととしていま

合併特例債と過疎対策債の概要

区分	合併特例債	過疎対策債
対象地域	京丹後市全域	旧丹後町・旧久美浜町域
計画と活用対象	合併前に策定した「新市建設計画」に基づく建設事業 ・一体性の確保 ・均衡ある発展 ・振興のための基金造成 など	「京丹後市過疎地域自立促進市町村計画」に基づく事業 ・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正 など
活用の期限 (法律改正前の期限)	平成31年度まで (平成26年度まで)	平成32年度まで (平成27年度まで)
借金できる割合	対象事業費の95%	対象事業費の100%
地方交付税の補てん	返済額の70%	返済額の70%
合併後の借入額	121億8,520万円	35億670万円
主な活用事業	ブロードバンドネットワーク (28.1億円) 地域振興基金 (25.7億円) 道路 (22.8億円) 防災行政無線 (9.3億円) 保育所・幼稚園 (7.9億円) 小・中学校 (7.4億円) 消防 (2.4億円)	道路 (11.3億円) 保育所 (7.6億円) アメリク美浜 (3.1億円) 漁港 (2.2億円) 消防 (1.9億円) 街なみ環境 (1.7億円) 除雪車 (0.7億円)
平成23年度末残高	105億1,023万円	42億6,727万円
うち交付税補てん額	73億5,716万円	29億8,709万円